

那珂川町社会福祉協議会 事業案内

	事業名	対象者	サービス内容	時期・回数等	備考
高齢者や障がいをお持ちの方	福祉機器の貸出事業	介護保険等の公的サービスで、レンタルサービスが利用できない方	車イス、介護ベッド、手押し車を貸出	随時	利用料及び搬送料が必要
	福祉車両の貸出事業	日常の移動に車イスが必要な在宅の方	スロープ付軽自動車貸出 車イス1台が積載可	随時（要予約）	利用料は無し。ただし利用者はガソリン代を 実費負担
	福祉タクシー事業	タクシー以外に通院の手段のない方で ・身体障害者手帳（1級、2級）の所持者 ・療育手帳（A1・A2）の所持者 ・介護保険法で要介護2以上の方 ・精神保健手帳（1級、2級）の所持者 ・医師に認知症と診断された方	距離に応じてタクシー券を発行し、料金の助成 を行う	距離に応じて交付	随時受付 協定業者以外での利用は不可
	緊急時安心キット配布事業	・65歳以上の独居高齢者及び高齢者世帯（すべての世帯員が75歳以上） ・障害者のみの世帯	緊急搬送が必要になった際の円滑な連絡のために、かかりつけ医等を記載した用紙を冷蔵庫に保管	随時	
	訪問理容サービス事業	寝たきり高齢者（65歳以上で、要介護3以上の方） 重度身体障害者1級、体幹機能及び運動機能障害については1・2級	「理容券」を交付 自宅まで、調整が受けられます	年間最大4枚交付	随時受付
高齢者の方	乳酸菌飲料宅配による見守り事業	80歳以上の独居高齢者で下記すべてに該当する方 ・配食サービスを受けていない方 ・介護保険サービスを受けていない方 ・緊急通報装置を設置していない方 ・同一敷地に家族が居住していない方	乳酸菌飲料事業者が訪問し乳酸菌飲料の配布と 安否確認を行う	週2回（地区によっては週1回）	その他利用要件あり
	ふれあい・いきいきサロン （福祉センター開催型）	65歳以上の高齢者 ただし、介護保険の要介護認定を受けていない方	レクリエーション、手芸・工作、昼食・お茶飲み、料理教室、日帰り旅行など（送迎あり）	年4回、参加費あり （内容により異なる）	
	ふれあい・いきいきサロン （地域密着型）	参加者の要件は地域ごとに異なる	行政区・民生委員・ボランティア・参加者・社協が協働し、地域の公民館等でサロンを展開	年4回程度、参加費あり（地域・内容により異なる）	4区、5区、6区、11区、13区、矢又、北向田、小砂、盛泉、谷川、大山田下郷、大山田上郷の各行政区にて開催中
	通所介護事業（介護保険・総合事業）	要支援・要介護認定を受けた方、町が認めた高齢者	送迎、入浴・食事、日常動作訓練、レクリエーションなど	ケアプランによる	随時受付
	訪問介護事業（介護保険・総合事業）	要支援・要介護認定を受けた方、町が認めた高齢者	生活援助・身体介護など	ケアプランによる	随時受付
	居宅介護支援事業（介護保険）	要介護認定を受けた方	ケアプラン作成		随時受付
	生活支援ホームヘルプ事業 （町委託事業）	町が認めた高齢者	生活援助	必要に応じて	
	通所型短期集中予防サービス 「元気はつらつ教室（町委託事業）」	町が認めた高齢者	ストレッチ体操、栄養指導など	1コース（3か月）を3コース実施	
障害をお持ちの方	居宅介護事業（総合支援法）	受給証の交付を受けた方	生活援助・身体介護など	利用計画による	随時受付
	相談支援事業（特定・一般）	障害児・者の方	適切なサービスが受けられるように支援します	随時	随時受付
	日中一時支援事業	障害者の方	社会に適応するための日常的な訓練及び必要な支援	月曜日～金曜日（週5日）	定員概ね5名～9名
	在宅障害者招待事業	障害児・者の方	日帰り旅行を開催	年1回	広報紙・チラシにてお知らせ
子育て世代の方	チャイルドシート購入助成	当該乳児出生時に那珂川町に住所を有し、生後1年未満の子を持つ保護者であって、チャイルドシート等を購入した方	購入費の助成（上限10,000円）	随時	馬頭総合福祉センターへ来所の上、申請が必要
	子育て広場の開設	未就学児がいる方	子育て中の方の交流の場とし馬頭総合福祉センター内に遊具等を設置	火曜日から金曜日の9時～17時（祝日除く）	
	交通安全傘の配布	小学校に入学する児童	傘を入学記念品とし贈呈	小学校入学時	入学する学校を通して贈呈
ひとり親の方	新入学児童生徒への助成事業	町内在住のひとり親家庭の方 （町の就学援助制度対象外の方）	小中学校入学時の体育着購入への助成	随時	広報紙・チラシにてお知らせ
	ひとり親家庭交流事業	町内在住のひとり親家庭の方	日帰り旅行を開催	年1回	広報紙・チラシにてお知らせ
お困りごとがある方	中央福祉相談センター （町委託事業）	一般町民	生活上の困ったこと（障害や介護など）の相談に専門員が応じます。	随時	随時受付
	弁護士による無料法律相談	一般町民	法律に関する相談を無料で実施	年6回（5、7、9、11、1、3月） ※詳細は、広報誌等でお知らせ。	事前予約が必要。 相談内容により、相談不可の場合あり
	社会福祉金庫	低所得者世帯（住民税の所得割を課せられない程度）	無利子の貸付 （生活保護受給者除く）	生活資金：5万円以内 災害資金：5万円以内	据置期間1ヵ月、償還期間10ヵ月 据置期間2ヵ月、償還期間10ヵ月
	善意銀行	生活困窮者への食料支援 行路者への交通費貸付	食料の提供（1月分相当） 交通費の貸付（500円）	随時	
	生活福祉資金	低所得者世帯（住民税の所得割を課せられない程度）など	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金 詳細はお問い合わせください。	随時	実施主体は県社協
ボランティア活動希望される方	ボランティアセンター	ボランティア活動の希望者	登録・幹事、各種講座	随時	
	ボランティアスクール	小学生（4年生以上）	ボランティアの体験等	夏休み期間中（8月上旬）	広報紙・学校を通じチラシを配布
	ボランティア活動支援事業	町内在住、在学の中学生、高校生	町内各施設でのボランティア体験	夏休み期間中	広報紙・学校を通じチラシを配布
	ボランティア活動保険加入受付	ボランティア活動の希望者	保険加入の手続き	随時	当会への登録が必須
災害に被災した方	災害物資等の交付	火災等による罹災者	住居の被災状況により、毛布・布団・日用品セットを交付	随時	日本赤十字社による事業
	災害見舞金の支給	火災等による罹災者	住居の被災状況により見舞金を支給	随時	共同募金会（赤い羽根募金）による事業
その他	福祉教育の推進	小中学校、高校、一般	各種福祉体験等	随時	出張可
	実習生等の受入	学生・ヘルパー希望者等	デイ・ヘルパー・日中一時支援事業等の体験	随時	
	福祉バスの運行	町内の福祉関係団体等	福祉バス（1台）の貸出	県内又は往復300km以内	使用可能な団体等は要問合せ
	福祉団体の支援	老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、心身障害児者父母の会、母子寡婦福祉会ほか			